

# 15年戦争期のバプテスト教会の戦争協力と葛藤

## —宗教団体法への対応<sup>1</sup>—

### Struggles and cooperation of Baptist Church in Japan in the 15-Year War

#### — Issues Relevant to the Religious Organization Law—

同志社大学神学研究科 山中弘次 (Koji Yamanaka)

キーワード：15年戦争、バプテスト教会、戦争協力、葛藤、宗教団体法

KEY WORDS : 15-year war, Baptist church, cooperation in war, struggle against war, religious organization law

### 要旨

バプテスト派の教会論、中でも各個教会主義や政教分離といった理念は、戦時下の宗教統制と相容れるものではない。宗教団体を国家の管理下において統制することを目的とした宗教団体法は、バプテスト教会に大きな葛藤をもたらした。本研究は、宗教団体法への対応を中心に、バプテスト派がバプテスト主義の理想と、教派存続のための現実的な妥協との狭間で経験した葛藤と苦悩を検証するものである。調査の結果、15年戦争勃発（1931年）直後までは、バプテスト派の機関誌等に、戦時下体制へのあからさまな批判や、平和の訴えを多数確認することができた。満州国建国（1932年）の頃からは、明示的な批判は消えていったが、それらは暗示的な表現へと姿を変えて継続されていた。宗教団体法案に関しては、活発な賛否両論が見られ、成立した同法への対応としては、東西組合の合同、日本基督教団への加盟の是非について、総会等で激しい議論が交わされたことを確認することができた。これらのバプテスト派の葛藤と苦悩の経験が、社会と教派理念が対立したときの教会のあり方を考える一助となることを期待している。

### SUMMARY

In Baptist ecclesiology, the separation of church and state and church individualism are particularly incompatible with the religion-control policy enforced by the Japanese government during the 15-Year War. The Religious Organization Law provoked a huge struggle among Baptists in Japan. This study reveals the struggles within the Baptist groups in Japan. Initially, until just after the beginning of the war (1931), many articles clearly criticizing the war regime and appealing for peace can be found in the bulletins of the denomination. From around 1932, when Manchukuo was founded, the overt criticism disappeared and transformed into implicit expressions that were understandable to the Baptist members. Regarding the bill of the Religious Organization Law, a lively discussion of the pros and cons was posted in the bulletins. Even after the enactment of the law, intensive arguments on issues relevant to the law, such as the coalition of the Eastern and Western Japan Baptist Union and joining the United Church of Christ in Japan, can be found in the bulletins and annual meeting reports. These anguished but precious experiences of Japanese Baptists will help us to consider how we should act when our

---

<sup>1</sup> 本稿は、『基督教研究』、84、1、2022年、65-84頁に掲載された論文である。

religious principles come into conflict with the trends of the society we live in.

## 1. はじめに

バプテスト教会<sup>2</sup>の教会論の特徴に、徹底した会衆主義、各個教会主義、政教分離がある。これらの理念は、天皇制国体、宗教統制、国内および植民地への教化といった、15年戦争<sup>3</sup>時の国家統治政策や、全体主義化を受け入れながらそれを後押しした世論の大勢と相容れるものではない<sup>4</sup>。中でも、宗教団体を国家の管理下に置いて統制することを目的とした宗教団体法は、バプテスト教会に大きな葛藤をもたらした。

枝光泉は、その著書『宣教の先駆者たち』<sup>5</sup>の中で、宗教団体法成立過程における日本バプテスト西部組合<sup>6</sup>の対応<sup>7</sup>と、同法の下での生き残りを企図した東部組合との合同の経緯<sup>8</sup>を詳述している。しかし枝光の書は、西部組合を主な対象としているため、東部組合との合同によって成立した日本バプテスト基督教団が、日本基督教団に加盟する際の経緯には触れていない。また枝光自身が、「あまりにも限られた資料しか残されて」いないと指摘している<sup>9</sup>ように、枝光の書では宗教団体法への西部組合の対応の事実と経緯は詳らかにされているが、バプテスト主義と戦時下体制の狭間での教派の生き残りをかけた葛藤と抵抗の検証は、限定的とならざるを得なかった。

---

<sup>2</sup> 日本で「バプテスト」を名乗る団体として、『キリスト教年鑑 2021～2022 年版』（キリスト教新聞社、72-74 頁）には 13 の団体（単立を除く）が挙げられている。そのうち、15 年戦争以前からの宣教の歴史を持つ、日本バプテスト同盟（米国北部バプテスト系；15 年戦争時は日本バプテスト東部組合）と日本バプテスト連盟（米国南部バプテスト系；15 年戦争時は日本バプテスト西部組合）を、本研究での調査対象とした。沖縄バプテスト連盟も明治期からの宣教の歴史を持つが、15 年戦争時は、沖縄のバプテスト教会は主として東部組合に属していた。（沖縄バプテスト連盟歴史編纂委員会編、『宣教の歩み—沖縄バプテスト 80 年史』、キリスト新聞社、1973 年；照屋寛範、「バプテスト沖縄伝道」、『沖縄キリスト教史料』、1972 年、159-172 頁。）

<sup>3</sup> 本稿では、1931 年 9 月 18 日の柳条湖事件から、1945 年 9 月 2 日の日本の降伏文書への調印までの期間、日本が戦った戦争を「15 年戦争」と呼ぶ。そのうち、中国と戦った戦争を「日中戦争」、1941 年 12 月 8 日（ハワイ現地時間では 7 日）の日本軍による真珠湾攻撃以降の、主として米英と戦った戦争を「太平洋戦争」と呼称する。

<sup>4</sup> 山中弘次、「15 年戦争時の日本のバプテスト派の教育機関の戦時下教育と抵抗」、『アジア・キリスト教・多元性』、19、2、2021 年、89-101 頁；山中弘次、「15 年戦争期のバプテスト教会の戦争協力と葛藤 ——満州伝道をめぐって——」、『基督教研究』、83、2、2021 年、45-64 頁。

<sup>5</sup> 枝光泉、『宣教の先駆者たち—日本バプテスト西部組合の歴史—』、ヨルダン社、2001 年。（以下、枝光『宣教の先駆者たち』）

<sup>6</sup> 注 2 参照。東部組合は下関以東、西部組合は九州を中心に宣教活動を展開していた。

<sup>7</sup> 枝光『宣教の先駆者たち』、159-185 頁。

<sup>8</sup> 枝光『宣教の先駆者たち』、93-106 頁。

<sup>9</sup> 枝光『宣教の先駆者たち』、263 頁。必ずしも 15 年戦争期のみをこの記述の対象として明記している訳ではないが、バプテスト教会の「信仰の証」や「アイデンティティ」がもっとも問われた 15 年戦争期を含んでいるのは明らかであろう。

松岡正樹<sup>10</sup>、村椿真理<sup>11</sup>、古谷圭一<sup>12</sup>は、バプテスト派の宗教団体法への対応に加えて、日本基督教団への加盟の際の経緯についても論考を行っている。しかし、これらの研究でも主眼は、バプテスト派が戦時下体制への協力に向かう経緯と関連事実の解明に置かれており、バプテスト主義に基づく葛藤と抵抗に関する記述は、やはり限定的であったといえる。

バプテスト派を対象とした研究に限らず、これまでの戦時下の日本のキリスト教会に関する研究では、教会の戦争協力への反省の観点から、戦争協力の事実を詳らかにし、その実態を解明する努力がなされてきた<sup>13</sup>。これに対して、近年、教派や個人の内側に存在した、信仰に基づく葛藤や挫折に焦点を合わせることで、今後の日本でのキリスト教の可能性を探ろうとする試みが始められている<sup>14</sup>。

本研究は、15年戦争時のバプテスト派の機関誌<sup>15</sup>、年会記録<sup>16</sup>、バプテスト派が編纂した教派の歴史書<sup>17</sup>などを、検閲を意識したと思われる暗示的な表現も含めて、詳細に分析することにより、教派の葛藤と抵抗の事実を探って、歴史の再検証を試みたものである。

調査の結果、戦時下体制に対する葛藤や抵抗の記録が、機関誌を中心に、少なからず残されていることを確認できた。まず、15年戦争勃発（1931年）直後までは、戦時下体制への率直であからさまな批判や、平和の訴えが多数見られる。すなわち、天皇の神格化、国家神道、宗

---

<sup>10</sup> 松岡正樹、「第八章 戦時下のバプテスト派と天皇制」、富坂キリスト教センター編『十五年戦争期の天皇制とキリスト教』、新教出版社、2007年、287-314頁。

<sup>11</sup> 村椿真理、「第三章 教団新生会の歴史検証」、バプテスト研究プロジェクト編、『バプテストの歴史的貢献』、関東学院大学出版会、2007年、123-168頁。

<sup>12</sup> 古谷圭一、「日本基督教団の成立とバプテスト教会」、バプテスト研究プロジェクト編、『バプテストの歴史と思想研究』、関東学院大学出版会、2018年、47-80頁。

<sup>13</sup> 例えば、土肥昭夫、『日本プロテスタント・キリスト教史』、新教出版社、2004年（以下、土肥『日本プロテスタント・キリスト教史』）、301-410頁。

<sup>14</sup> 富坂キリスト教センター編、『協力と抵抗の内面史 戦時下を生きたキリスト者たちの研究』、新教出版社、2019年。

<sup>15</sup> 日本バプテスト教会組合『基督教報』1920年2月～1939年7月15日1143号まで刊行（正式には全刊行期間を通じて東西の連絡組織である日本バプテスト教会組合の機関誌であったが、西部組合の『聖戦』『バプテスト』刊行中は事実上東部組合の機関誌であった。本稿では、当該期間の『基督教報』は、東部組合の機関誌として扱った。）；西部組合『聖戦』1930年5月10日創刊～1934年5月10日48号まで刊行；西部組合『バプテスト』1934年6月17日49号～1939年6月1日109号まで刊行；日本バプテスト基督教団『日本バプテスト教報』（東西合同発行）1939年8月1日1144号～1941年12月5日1176号まで刊行（ただし、1175号（11月5日）と1176号のみ『基督教報』に名称を戻して発行された。「バプテスト」が敵性語と見られたことへの配慮による。）以降は日本基督教団機関誌に統合され、戦後までバプテスト派としての機関誌はない。

<sup>16</sup> 『日本バプテスト東部組合年会記録』、第14回（1930年）～第23回（1939年）；『日本バプテスト西部組合年会記録』、第28回（1930年）～第38回（1940年）；『日本バプテスト教会組合総会記録』、第23回（1932年）、第24回（1935年）、第25回（1938年）、第26回（1940年）（「日本バプテスト教会組合総会」は、東西の連絡組織である日本バプテスト教会組合の総会）；『日本バプテスト基督教団総会記録』、組織総会（1940年1月）、第2回（1940年10月）、第3回（1941年）；『日本基督教団第四部第四回大会記録』（1942年）（日本バプテスト基督教団第3回総会に続けて「第四回」としている。）。

<sup>17</sup> 日本バプテスト同盟日本バプテスト宣教100年史編集委員会編、『日本バプテスト宣教100年史』、日本バプテスト同盟、1973年；日本バプテスト連盟歴史編纂委員会編、『日本バプテスト連盟史（1889-1959年）』、日本バプテスト連盟、1959年；日本バプテスト連盟50年史編纂委員会編、『日本バプテスト連盟50年史』、日本バプテスト連盟、1997年；日本バプテスト連盟70年史編纂委員会編、『日本バプテスト連盟七十年史』、日本バプテスト連盟、2018年。

教団法による宗教統制、国内や植民地において教会に課せられた宣撫活動「教化」を、バプテスト主義から痛烈に批判し、また、キリスト教の平和の神を根拠として、軍縮と反戦を主張している。

世論が戦時下体制容認に傾いていく満州国建国（1932年）の頃からは、明示的な批判は消えていくが、それでも、バプテスト主義堅持の訴えと戦時下体制への批判は、暗示的な表現に姿を変えて継続されている。しかし一方で、この頃には機関誌掲載記事のバランスに配慮するように、戦争に協力的な記載も現れてくる。バプテスト派は、戦時下体制への賛否が錯綜する中で、宗教団法への対応を迫られることとなっていった。

第一次宗教団法案（1929年）の際には、西部は反対の立場を貫いたが、東部は賛成へと転じていた。第二次宗教団法案（1939年）に対しては、議会での法案諮問が表面化した1935年から、西部組合の機関誌『バプテスト』に同法案への賛否両論が発信され、教派内で活発な議論が交わされていたことが読み取れる。同法成立後、宗教団体としての認定要件を満たすために、東西両組合は合同して日本バプテスト基督教団を成立させるが、その合同を決定した総会で、またその10か月後に日本基督教団への加盟を決定した総会においても、激しい議論と葛藤があったことを確認することができた。バプテスト派は、厳しい葛藤と苦悩を経て、日本基督教団への加盟に至り、戦争協力へと進んでいったのである。

本稿で述べた戦時下のバプテスト派をめぐる経緯は、バプテスト主義の理想が戦時下体制にのみ込まれてしまうという危機感の中で、現実との妥協点を模索してぶつかり合った、教派の葛藤と苦悩の記録である。このバプテスト派の経験が、社会と教派理念が対立したときの教会のあり方を考える一助となることを期待している。

## 2. バプテスト主義の主張とその変化

### 2-1. 15年戦争勃発前後（1930年1月～1931年12月）：率直なバプテスト主義と平和の主張

宗教団法をめぐるバプテスト派の葛藤を論述するに先立ち、15年戦争勃発前後に機関誌に掲載されていた率直なバプテスト主義と平和の訴えを見ることで、この時代のバプテスト派の本来の主張を確認しておきたい。ここでは、バプテスト主義に基づく体制批判や、平和を求める主張が比較的自由に行われていた。

まず、1930年には、国家神道を痛烈に批判した複数の記事が機関誌に掲載されている。例えば、『基督教報』第922号（1930/1/3）の第1面に「神社問題」と題して、あからさまに国家神道という神道のあり方を批判した記事がある。「『神道は宗教に非ず』とは何人が聞くも無理な言分と云はねばならない。多少なりとも宗教の事を研究せる者にして、神道は宗教に非ずと言ふ者があろうか。」<sup>18</sup>

国家神道に憲法違反の疑いを投げかけたものもある。『基督教報』第933号（1930/6/20）の「安東縣に於ける神社参拝問題」という記事で、満州の安東県高等女学校でクリスチャンの生徒5名が神社参拝を拒否して無期停学を命じられた問題を取り上げ、以下のように述べている。

「神社は宗教である（行政上の取扱はどうであっても）。一般社會の通念から言っても、世界の宗教學上から言っても、歴史的に見ても、今日の我國の神社に於て行はれてゐる行事は宗教的行事である。神社参拝を強制するは宗教的行為を強制するのであって、憲法によ

<sup>18</sup> 「神社問題」、『基督教報』第922号（1930/1/3）、1頁。

って與へられたる信教の自由を侵すものではあるまいか。」<sup>19</sup>

この時期には、バプテスト主義を決然と主張し、これに基づいて、極めて直截的な表現で体制批判を展開した例もある。西部組合の機関紙『聖戦』第1号(1930/5/10)～2号(1930/6/10)に掲載された「バプテストの資産及負債」という記事である。それは、西南学院<sup>20</sup>院長ボールデン<sup>21</sup>が西部組合第28回年会(1930/4/2-4、於：長府バプテスト教会堂)で「我がバプテストの将来」と題して行った講演<sup>22</sup>の梗概を掲載したものであった。

「従ってバプテストは元來政教分離を主張します。政事と宗教とが一致したならば非常に力あるものと多くの人々が考へて、歴史に於ても多くの人々がかゝる間違つた考のために迷つたのであります。(中略)今でもなほ大變多くの人々は政教一致を主張して非常な誤を為して居るのであります。(中略)バプテスト教會はキリストを主として仰ぐのであります。(中略)他に據るべき頼るべきものもなく、又他に權威あり權利あるものがございませんから主イエスの主たることを重んぜねばなりません。宗教的團體としてはバプテストは地方々々の團體すなわち地方的教會を土臺と致して居るのであります。(中略)キリストの他に主を要求するならばバプテストの特徴を捨てたわけなのです。新約聖書の他に規則書を求めるならば恵より落ちたるものであります。大きな機械、或は機關を造ることは最も力ある試み誘惑であります。一の國民の作成した規則書を海を越えて他の國民に持って行き之を強ひて受けさせることは恐るべき誤であります。」<sup>23</sup>

ここでは、バプテスト主義(特に、政教分離、キリストのみ、会衆主義、各個教会主義)を明確に主張して国家神道を批判し、加えて、バプテスト主義の放棄はバプテストであることを捨てることになること、また、大規模な教派合同や、自分たちの信仰を強要する植民地伝道は誤りであること、が極めて率直に明言されている。

この時期の機関誌には、平和と軍縮を訴える主張も多数見られる。小野兵衛西部組合理事長は、『聖戦』第8号(1930/12/10)に「回顧」という記事を寄稿し、クリスマスを目前に控えて1年を振り返る中で、同年1月～4月にロンドンで開かれた海軍軍縮會議の成果が乏しかったことを嘆き、端的に軍縮と平和を求めている。

「クリスマスを迎ふる毎に『平和』を思ふ。『平和』を考へる時に軍縮に想達する。今年 of 海軍々縮會議は如何程のものであったか、門外漢たる我等には、内容がよく判らないが、大したものではないらしい。何時になったら眞の『平和』が出現するであらうか。」<sup>24</sup>

<sup>19</sup> 「安東縣に於ける神社参拝問題」、『基督教報』第933号(1930/6/20)、1頁。

<sup>20</sup> 1907年に開設された福岡バプテスト神学校を起源とする西部組合系の教育機関。1916年西南学院と改称。(日本キリスト教歴史大事典編集委員会編、『日本キリスト教歴史大事典』、教文館、1988年、762頁)

<sup>21</sup> Bouldin, George Washington. 1881.9.21-1967.2.4。アメリカ南部バプテスト教会宣教師。アラバマ州生まれ。1906年来日。1922年西南学院神学科長。1929年同院長。(日本キリスト教歴史大事典編集委員会、『日本キリスト教歴史人名事典』、教文館、2020年(以下、『日本キリスト教歴史人名辞典』)、716頁)

<sup>22</sup> 日本バプテスト西部組合、第28回年会記録、1930年、9頁。

<sup>23</sup> 「バプテストの資産及負債」、『聖戦』第1号(1930/5/10)、2頁；『聖戦』第2号(1930/6/10)、1頁。

<sup>24</sup> 「回顧」、『聖戦』第8号(1930/12/10)、1頁。

『聖戦』第15号(1931/8/10)に掲載された荒瀬鶴喜理事の「平和のため努力せよ」と題する記事でも、「平和は世界の理想であって、萬民の不断仰望して居るところである。(中略)私はキリストイエスを知らねば眞の平和、徹底した平和は判らぬと思ふ。」と、平和への理解と実現のためには、キリスト教の役割が必須であると説き、平和のためのバプテスト教会の働きと祈りを促している<sup>25</sup>。

機関誌での平和の訴えは、15年戦争の端緒となった柳条湖事件(1931/9/18)の直後でも続けられている。『基督教報』第964号(1931/10/2)には、満州事変との明言は避けているが、「戦争は何處よりか」と題して、文明が進んだはずの20世紀において尚戦争を行う愚かさを嘆いた記事がある。

「何故にわれわれ二十世紀の人間が尚蠻族の為すが如く刃を執って戦をなし、人を殺さなければならぬかと云ふ事である。戦を謳歌した時代もあった。併し今日のやうに人智が進み、徳性が發達し、國と國との距離が短縮され、相互間の諒解が増し、國際聯盟は成立し、不戦條約が締結された時代に当たり尚之を歓迎する譯にはゆかない。」<sup>26</sup>

『聖戦』第19号(1931/12/10)には、同年11月10～11日に東京基督教青年会館で行われた日本基督教連盟第九回総会の報告が掲載されている。同連盟はこの時点での日本のプロテスタントの共同団体であり、その総会にはバプテスト派を含む各派からの代表が派遣されていた。記事は、総会で採択された「時局問題に關する聲明書」を掲載し、その中で「満洲事變」と明記してその発生を嘆くと共に、平和の実現を切実に訴えている。

「あたかも世界平和記念日に際し(中略)満洲事變の發生を遺憾とし左の宣言を爲し、内外の基督教徒に訴ふることを當然の義務なりと感じた。

宣言

我等は満洲の事變に對し我等平生の主張たる兄弟愛による世界の平和的精神未だ普及せざるものあるを念ひ衷心より自責の感に堪えない

此際奮って東洋の平和、延いては世界の平和の爲貢獻するところあらん事を希ふ

切に願はくは正義と友愛の觀念深く關係當事者の心を支配し時局の速に收拾され以て日華間の禍根を一掃し世界の平和を翼保するに至らんことを

我らは宣言に基づき自ら昂むると共に主に在る全世界の兄弟並に平和的團體が祈と努力とを以て之に協調せられんことを切望す」<sup>27</sup>

これらの主張が機関紙に掲載された1930年～1931年は、第一次世界大戦後の長引く不景気と、これに追い打ちをかけた世界恐慌の直後にあたる。日本の朝鮮統治やいわゆる満州での鉄道経営等に対して、欧米列強からの批判や中国内部での抵抗運動など、日中戦争への導火線となる問題が頻発しだした時期であり、それらへの反発として、日本国内では対外的な緊張感が高まりを見せ始めていた。しかしこの頃はまだ、満州国建国(1932年)、日本の國際連盟脱退(1933年)の前で、欧米列強に対しては、戦争ではなく外交交渉による事態打開への希望が、軍、政府、世論の全てにまだ残っていた。そのような状況下であって、バプテスト派の機関紙においても戦争への批判と平和の訴えが可能であったものと考えられる。

<sup>25</sup> 「平和のため努力せよ」、『聖戦』第15号(1931/8/10)、1頁。

<sup>26</sup> 「戦争は何處よりか」、『基督教報』第964号(1931/10/2)、1頁。

<sup>27</sup> 「時局問題に關する聲明書」、『聖戦』第19号(1931/12/10)、7頁。

## 2-2. 軍国主義化の進展：バプテスト主義の主張の後退と暗示化

2-1項に例示した、柳条湖事件直後までの直截的な表現によるバプテスト主義の主張や平和の訴えは、満州国建国（1932年）の頃を境に機関誌から姿を消していく。この変化の要因としては、これらの主張が、天皇制国体への批判、宗教団体統制や植民地政策への反対意見、あるいは反戦思想と受け取られ、検閲を通らない恐れが強くなったこと、また、教派内外の世論が右傾化し、率直な表現での主張は一定割合の読者（すなわち教会員）には受け入れられ難くなって来ていたこと、が考えられる。しかしそのような中であっても、バプテスト教会の主張が完全に封じ込められていたわけではない。バプテスト主義の主張は、暗示的なものへと姿を変えて継続されていた。

『聖戦』第29号（1932/10/10）の「福岡だより」（筆者はペンネーム「蹄」）という欄に、当時の政治状況に対する危惧と平和を訴える記述がある。「福岡だより」は当時、『聖戦』の毎号、第1面の最下部にあり、キリスト教界や一般社会の出来事への論評短評を発信していた欄である。

「リットン卿報告書なるもの昨夜発表相成申候。本紙は、時事の記載の自由を有せざれど、邦家の前途の為、東洋平和樹立のため、此際わが爲政者が嵩高（ママ、崇高の誤植か：山中注）なる見識と、公正なる態度を以て善處せらるゝやう、神の裕助（ママ、祐助の誤植か：山中注）の彼等の上に豊かならんことを禱申候。（中略）反動精神に動かされ、奇驕なる言動に酔はさるゝこと、今日の青年より甚だしきはなかるべしと存じ候。彼等は容易に友を捨て、上長にそむき世を罵倒いたし居り候。我等は此際彼等に秩序を教へ、良俗を示し、本末を誤らざるやう指導すべき筈と存じ候。教派の自覺は無益なる競争の促進にては無之候。認識の鮮明と責任の尊重を悟る所以に有之候。」<sup>28</sup>

満州事変への対応のため国際連盟が派遣したリットン調査団は、その報告書において、満州事変は日本の自衛的な軍事力行使とは認めず、中国の宗主権の下での自治政府の設置を提案した。その発表の翌日に書かれた上記記事は、これに対する日本の反動的な反応を危惧するものである。

このような危惧の背景として、この年の5月15日に起こった5・15事件とその世論への影響があると考えられる。「反動精神に動かされ、奇驕なる言動に酔はさるゝこと、今日の青年より甚だしきはなかるべしと存じ候。」という言葉は、当時の日本の状況、すなわち世論の右傾化と、テロによる言論の圧殺に強い警鐘を鳴らしたものと理解できる。同時に、この記事の著者は、リットン報告書の内容が、到底この右傾化しつつある世論に受け入れられることはないであろうことを予測し、「わが爲政者が嵩高なる見識と、公正なる態度を以て善處せらるゝやう、神の裕助の彼等の上に豊かならんことを禱申候。」と言う。国内の世論に引きずられて日本が国際社会の中で孤立することのないよう、政治家の指導力と平和を切実な祈りをもって求めている。しかし実際には記者の危惧した通り、日本は満州国をめぐる対立から国際的孤立を深め、1933年3月には国際連盟を脱退、日中戦争を長期化させ、太平洋戦争へと突き進んで行くのである。

文末の二文には、この時点でバプテスト教会が執るべき役割が訴えられている。「教派の自覺は無益なる競争の促進にては無之候。認識の鮮明と責任の尊重を悟る所以に有之候。」今、バプテスト教会が持つべき自覚とは、宗教統制の流れの中で教会数や教会員数を増やすことに血道

<sup>28</sup> 「福岡だより」、『聖戦』第29号（1932/10/10）、1頁。

を上げたり、満州伝道などの成果を他教派と競うことではなくて、今起こっていることを我々の理念に基づいて鮮明に認識し、我々の責任を重く自覚することである、と述べている。柳条湖事件から約一年、満州国建国からは約半年後に当たるこの時期、直截的で具体的な主張は避けながらも、バプテスト派の教会員であれば深意を理解できる表現を選んで、ぎりぎりの教派の主張が展開されていたことがわかる。

『基督教報』第 1022 号（1934/3/2）第 1 面には、「戦争を斯く観る」と題して、F. W. ノルウッド牧師が、2 月 16 日に関東学院で行った講演の一部が掲載されている。日本では多くの人がマスクをつけていることを指摘し、「凡ての知的青年が戦争の黴菌に對して心のマスクを附けられんことを希望する。」と、戦争を黴菌に例えて批判し、「知的」青年はそれから距離を取るようと、軍国主義に傾いていく政府や世論の大勢に対する辛辣な皮肉を込めて、反戦を訴えている<sup>29</sup>。

『基督教報』第 1074 号（1936/5/15）には、「東京バプテスト信徒大會傍觀記」という、4 月 29 日に早稲田スコットホールで行われた信徒大会の様子を伝えた記事がある<sup>30</sup>。7 面 5 段の小さな記事である。君が代に次いで礼拝式、その後、斎藤惣一による「バプテスト本来の主張とその現代的意義」と題された講演があった、と報じられている。講演内容については、「バプテストの精神を再認識すべき事を氏一流の快辯にて強調せられた。」とあるのみで、講演内容詳細は記載されていない。斎藤惣一のような著名な人物の講演内容を、概要すら記載しないという扱いは異例と言え、それが時勢に抵触しかねないバプテスト主義の主張であったことを推察させる<sup>31</sup>。

この講演が行われた 1936 年とは、2 月に 2・26 事件があり、日本が急激に軍国主義化していった頃である。斎藤惣一は、下関バプテスト教会でバプテストマを受けたクリスチャンで、日本 YMCA 同盟総主事（1921-56 年）、太平洋問題調査会日本代表、この記事より約 5 年後ではあるが、1941 年からは日本基督教連盟遣米使節として、太平洋戦争開戦前後の日中及び日米関係改善への尽力で知られることになる人物である<sup>32</sup>。講演タイトル、時期、講演者のそれまでの宗教弾圧への批判的主張<sup>33</sup>を考えれば、講演内容は日本の国際的孤立と全体主義化、宗教統制などに関して、バプテスト教会がその理念である政教分離や各個教会主義という立場から、これらの事象をどう捉え、いかに祈り、対処すべきかを説いたものではなかったかと推察され

<sup>29</sup> 「戦争を斯く観る」、『基督教報』第 1022 号（1934/3/2）、1 頁。

<sup>30</sup> 「東京バプテスト信徒大會傍觀記」、『基督教報』第 1074 号（1936/5/15）、7 頁。

<sup>31</sup> 例えば、この 5 年前、1931 年 10 月 16 日付の『基督教報』第 965 号では、柳条湖事件の直後にも関わらず、新渡戸稲造による満洲事変への冷静な受け止め（国際平和の尊重）を訴えた講演が、紙面 1 面以上を割いて詳細に掲載されている。この新渡戸の講演は国際連盟関連の集会での講演であって、東部組合の年会での招待講演などではない。バプテスト教会の機関誌が取り扱うべきレベルという意味では、斎藤の講演と同等、あるいは以下であったと言える。にもかかわらず、斎藤の講演は、その概要すら掲載されなかったという事実は、この 5 年間で増した検閲の厳しさと、それへの対応を余儀なくされていた東部組合の変化を反映するものであると推察することができる。

<sup>32</sup> 『日本キリスト教歴史人名事典』、324-325 頁。

<sup>33</sup> 『基督教報』第 1074 号から約半年前、斎藤惣一は「世界を一巡して」という紀行文を『基督教報』第 1061（1935/11/1）2 頁、1062（11/15）2 頁、1064（12/20）2 頁、1065 号（1936/1/3）2 頁に掲載している。ジュネーブで開催された世界基督教青年会同盟指導者会、およびブルガリアでの世界基督教学生連盟協議会に出席する機会に、欧米各国を歴訪した際の、各地の印象を語ったものである。全般に淡々とした客観的事実の紹介がなされる中、1061 号では、ナチスドイツによる全体主義の下での福音主義教会とカトリックへの弾圧が批判的に語られている。斎藤の戦時下の宗教弾圧に対する批判的な姿勢は、既にバプテスト教会員の知るところだったのである。

る。しかし、内容詳細が提示されているわけではないので臆断はできない。ただし、この記事の記者は、バプテスト教会の教会員であればその意図を類推することができる講演者名と講演タイトルを記載することで、検閲をくぐり抜けて、バプテスト教会のあり方を読者に訴えようとしていた、と推察することができる。

### 2-3. 戦時下体制への協力的な記述

上述のように、満州国建国（1932年）以降も、平和の訴えは暗示的なものへと姿を変えながら継続されていたが、同時期の機関誌には、戦争、あるいは戦時下体制への協力的な記述が、葛藤や抵抗の主張と併存して現れるようになっていた。

例えば、『聖戦』第21号（1932/2/10）第1面に掲載された紀元節の祈禱文では、神格化された天皇とキリスト教の神の共存共栄が祈られている<sup>34</sup>。また、同誌第22号（1932/3/10）の第2面、「聖書講和」には、基督魂と日本魂<sup>やまとだまし</sup>の合致、すなわちキリスト教の国家認識と、天皇を中心とする国粹主義的な国体認識とが合致するという聖書理解が述べられている<sup>35</sup>。

これらの記事からは、戦時下体制への協力的な論調を、体制批判や平和の主張と併存させて配置することで、教派存続のため、機関誌掲載記事のバランスに碎心していた様子が窺われる。このように、戦争協力への賛同と葛藤が錯綜する中で、バプテスト教会は宗教団体法への対応をめぐる激しい議論へと入っていったのである。

## 3. 宗教団体法への対応

### 3-1. 宗教団体法成立までの経緯（東部、西部組合の異なる対応）

明治以降、15年戦争終結までに、政府によって国会に提出された宗教統制のための法案は、主要なものだけで四つを数える。第一次（1899年）、第二次（1927年）宗教法案、および第一次（1929年）、第二次（1939年）宗教団体法案である。

第一次宗教法案は、仏教、神道、基督教を同列に扱ったために仏教界から強烈な反発が上がリ、また第二次宗教法案は、キリスト教を含むほとんどの宗教団体から、信教の自由に反するとの批判が出て、いずれも審議未了廃案となっている<sup>36</sup>。

第一次宗教団体法案では、宗教そのものを取り締まる印象を与える「宗教法」という呼称から、教義への介入ではなく宗教団体のあり方を実務的に規定する法律という体裁をとるために「宗教団体法」へと改称し、また、露骨な教義への干渉となる表現を避け、かつ条文を128条から98条に削減して、国家による宗教統制強化の印象を薄める配慮がなされている。しかし、本質的な宗教統制強化の意図が変わったわけではない<sup>37</sup>。

変わったのは、キリスト教界の対応であった。第二次宗教法案の時点では、メソジストを除くほぼ全ての教派が法案に反対していた<sup>38</sup>。しかし、第一次宗教団体法案の際には賛成派と反対派が錯綜し、当時のプロテスタント各派の連合組織であった日本基督教連盟は1929年1月24日付けで、「今回の法案に対しては直接関与せず各派々々に於て処置せられたし」<sup>39</sup>と、静観を表明して対応を各派に一任した。この結果、組合、メソジストは賛成、日本基督教会、ホー

<sup>34</sup> 「紀元節の祈禱」、『聖戦』21号（1932/2/10）、1頁。

<sup>35</sup> 「聖書講和」、『聖戦』22号（1932/3/10）、2頁。

<sup>36</sup> 枝光『宣教の先駆者たち』、160-165頁。

<sup>37</sup> 枝光『宣教の先駆者たち』、175-178頁。

<sup>38</sup> 土肥『日本プロテスタント・キリスト教史』、250頁。

<sup>39</sup> 枝光『宣教の先駆者たち』、180頁。

リネスは反対の立場を取った<sup>40</sup>。

バプテスト派の第一次宗教団体法案への対応は、東部組合と西部組合で分かれた。東部組合は、1929年1月18日に日本バプテスト教会組合（東部、西部の連絡団体）の意志として、「日本バプテスト派常置委員は今議会に提出されんとする宗教団体法案に対し大体に於て賛意を表し（後略）」という賛成表明を、西部組合へ事前通知することなく、文部省宗教局長宛に送付していた<sup>41</sup>。これに対して西部組合は、同年2月22日に理事会名で声明書を発し、「今議会に提案されたる宗教団体法案は宗教の本質を無視しその実情に反し、信教の自由を脅威し其自治発達を阻碍するの恐れありと認め本理事会は之に反対す」と宗教法案に続いて一貫して反対の立場を表明した<sup>42</sup>。結果的には、第一次宗教団体法案も、これに賛成する団体は増えたものの、やはり審議未了となり、成立に至ることはなかった。

1939年1月18日に貴族院に提出された第二次宗教団体法案は、第一次宗教団体法案の98条から37条へとさらに大幅に条文を減らし、宗教教師資格の国定制不採用、宗教団体の自治への干渉・自由制限規定の減少などを盛り込んで、過去の法案で反対される要因となった事項を削除、あるいは表現を緩和して反対派にとっても受け入れやすい内容に変更されたことを顕示し、国家の緊急時において宗教団体も小異を超えて集結すべきことを訴えたものであった。1937年7月に始められた国民精神総動員運動、これを法制化した国家総動員法（1938年5月施行）により、一般世論は戦争協力へと大きく傾いており、1939年の段階では、もはや個別のキリスト教の教派が、宗教団体法案の是非を公言できるような状況ではなかったと考えられる<sup>43</sup>。第二次宗教団体法案は、2月18日に貴族院、次いで3月23日に衆議院を通過し、4月8日には法律第77号として公布された。

### 3-2. 宗教団体法案に対する西部組合の変化と葛藤

上述の通り、第一次宗教団体法案に反対を貫いた西部組合も、第二次法案には反対表明する間も与えられず、その後の教派合同に従って行くこととなる。この変化の背景には、右傾化する一般世論と、これに同調する教派内の変化があったものと考えられる。すなわち、上述の国民総動員運動、さらには、1937年の西部組合による満州伝道の開始<sup>44</sup>も相俟って、戦時下体制への同調と協力が、西部組合内でも既定路線化されて行ったのではないかと考えられる。これらの状況を明らかにするために、以下に、宗教団体法成立の4年前（1935年）、すなわち同法

<sup>40</sup> 土肥『日本プロテスタント・キリスト教史』、251頁。

<sup>41</sup> 枝光『宣教の先駆者たち』、178-182頁。東部組合が賛成に転じた要因としては、日本基督教連盟が、第一次宗教団体法案には連盟としての賛否を表明せず、静観することを決定した際の連盟理事会に、東部組合の指導者が同席しており、東部組合としての反対表明が困難になっていたこと、また、文部省への意見提出の期限が迫っていたので少数の東部組合常置委員が相談したのみで理事会等に諮ることなく意見書を送付してしまったこと、が挙げられている。

<sup>42</sup> 注41に同じ。

<sup>43</sup> 国民精神総動員運動によるバプテスト教会への直接の締め付けを示す例として、1937年12月24日付で日本バプテスト教会常置委員長宛に文部次官から発せられた依命通牒「国民精神総動員第二回強調週間に関する件」が残されている。「趣旨：興隆日本の建設は、肇國精神の顕現に在り、仍て事変下の紀元節を機とし國民精神総動員強調週間を設定シ國民精神総動員の中核たる国体觀念の明徴、日本精神の昂揚を強調し、之を社会萬般の上に具現せしめんとす。」として、以下、外国ミッションとの関係に対する圧力と教会活動への統制の強化が明確に示されている。（原真由美、『キリスト教宣教と日本 太平洋戦争と日米の動き』、彩流社、2018年、83頁）

<sup>44</sup> 山中弘次、「15年戦争期のバプテスト教会の戦争協力と葛藤 ——満州伝道をめぐって——」、『基督教研究』、83、2、2021年、45-64頁。

案策定のための諮問が開始された時期以降の西部組合の動きを機関誌から読み取って行く。

1935年12月10日、文部大臣は省内の宗教制度調査会に新たな宗教団体法案要綱を諮問し、第一次宗教団体法案に続く、新たな法案策定の動きを表面化させた<sup>45</sup>。この前後から、機関誌『バプテスト』には、教派合同への賛否両論が掲載されるようになる。

例えば、1935年の段階でも、宗教団体法の成立によって進められることになるであろう教派合同について、バプテスト主義を掲げて明確に反対を表明している記事がある。

「バプテスト教會の主張は、聖書主義、新生主義、會衆政治主義、政教分離主義にあるとは、従来ひろく知られ來った事柄である。(中略) 昨今教會合同運動に雷同？する向きもあるかに思はれるが我らはバプテストの本領を放棄するよりも、その本領に生くる事により多くの責務を感ずるものである。」<sup>46</sup>

しかし一方で、同年末の『バプテスト』第67号(1935/12/15)には、教派合同への賛意を伝える記事も掲載されている。西部組合の代表も出席していた全国基督教協議会の報告の中に、「原則として教會合同に賛成する事。」という文言がある<sup>47</sup>。

さらに、この次の号(『バプテスト』第68号(1936/1/15))では、再び宗教団体法案への強い反対が表明される。「人間の靈性の無限の發展を阻害するが如き法案の成立は、一國民としても望むべからざる事であらうと思ふ。」<sup>48</sup> 法案策定の始まったこの時点では、このように賛否両論が交わされており、揺れ動いていたバプテスト教會の姿が確認される。

1937年4月には西部組合による満州伝道が開始され<sup>49</sup>、同年7月7日には、日中戦争を激化、広域化させる契機となった盧溝橋事件が起こっている。これらの内外の動きが、西部組合を教派合同と戦争協力に傾ける大きな要因となっていたと考えられる。

盧溝橋事件直後に、文部省から宗教団体へ向けて、教団・教派をあげて戦争に協力するよう求めた文部省発文一二四号(1937/7/12)が通達された。東部組合の千葉勇五郎<sup>50</sup>理事長が、比較的冷静に淡々とその発文原文を機関誌に掲載させるに留まった<sup>51</sup>のに対して、西部組合の下瀬加守<sup>52</sup>理事長は、機関誌に「檄」と題して日中戦争への協力を高らかに宣言した記事を寄稿している<sup>53</sup>。この時期に至って、西部組合、少なくともその執行部には、それまで一定の組合員から表明されていた戦時下体制への抵抗姿勢を打ち消して、教派として宗教団体法案に賛成し、

<sup>45</sup> 文化庁文化部宗務課、「宗務課百年のあゆみ」、宗務時報、116、2013年、7-15頁。

<sup>46</sup> 「バプテストデー」、『バプテスト』第57号(1935/2/15)、1頁。

<sup>47</sup> 「全國基督教協議會」、『バプテスト』第67号(1935/12/15)、1頁。西部組合の熊野清樹は、この協議会で、教會合同委員21名の一人として選出されている。(「基督教聯盟全國協議會」、『基督教報』第1063号(1935/12/6)2頁)

<sup>48</sup> 「一九三六年」、『バプテスト』第68号(1936/1/15)、1頁。

<sup>49</sup> 注44に同じ。

<sup>50</sup> 千葉勇五郎。1870年生まれ。1890年受浸(バプテスト教會員)。1893年、日本のバプテスト派からの最初の留学生として渡米。ロチェスター神学校に学んで1898年帰国。バプテスト系団体の責任者、同派の教育機関の校長などを歴任。(『日本キリスト教歴史人名事典』、473-474頁)

<sup>51</sup> 『バプテスト』第87号(1937/8/1)、1頁。(この発文の通達記事には見出しがない。)

<sup>52</sup> 下瀬加守。1877.1.1-1955.4.13。周防国萩生まれ。1897年関西学院卒。1901年横浜バプテスト神学校(関東学院)卒。1902-1907年、米国(ワシントン大学、シカゴ大学神学部)留学。バプテスト教會牧師、バプテスト系神学校教師を歴任。15年戦争期の日本バプテスト西部組合理事長。(『日本キリスト教歴史人名事典』、369頁)

<sup>53</sup> 「檄」、『バプテスト』第88号(1937/9/1)、1頁。

戦争協力を是認する空気が優勢となっていったものと推察できる。

上述の通り、1939年4月8日、宗教団体会法は公布された。これを二週間後に控えた3月24日、第37回年会で、西部組合は「教会総動員案に関する建議」を可決し、教会は率先して国家総動員法の精神に協力すべきことを宣言するに至っている。

「時は…非常の時、國家は今や一切を挙げて未曾有の時難を克服して東亜永遠の平和を確立せんとす。偶々我等は茲に伝道開始第五十年の記念すべき好機に遭う。實に是れ神の与え給う一新時期を画するの秋と云うべし」<sup>54</sup>

1935年には揺れ動いていた西部組合が、1937年の満州伝道の開始と日中戦争本格化を契機として次第に戦争協力の姿勢を明確化し、第二次宗教団体会法が成立する1939年には、総会で教会総動員を決議するまでに至っていたことが確認されるのである。

### 3-3. 東部組合と西部組合の合同

宗教団体会法の成立を受けて、プロテスタント諸派はそれぞれ、同法施行（1940年4月1日）に備えて、宗教団体としての認定を受けるべく準備に入り、バプテスト東部組合と西部組合も、宗教団体としての認定要件<sup>55</sup>を満たすため、両組合合同に向けた検討を加速させていった。

バプテスト派には、明治以来、日本に一つのバプテスト派となって米国ミッションからの独立をはたしたいという願望があったが、そこに切迫した外的要因として宗教団体会法が加わってきたとき、改めて合同の必然性とバプテスト主義に鑑みた妥当性について、教派内に戸惑いと葛藤が再燃することとなった。

宗教団体会法公布から約1か月後の1939年5月17日から19日に開かれた東部組合の第23回年会では、東西両組合の合同については満場一致で可決された、と報じられている<sup>56</sup>。しかし、この年会の開会挨拶で千葉勇五郎理事長は、「バプテスト主義を唱へてをるわが教會に於けるバプテスト主義の危機である。」と述べて、宗教団体会法の下では、会衆主義や各個教会主義を遵守する教会運営が、困難になっていくことを警告し、教会員にその困難への理解と忍耐を求めている<sup>57</sup>。上記の年会報告記事<sup>58</sup>でも、「バプテストは地上の何処にも神聖なる権威的所在をば承認しないもののやうに見える。」などの文言が記者の解説として述べられている。「やうに見える」との結語で断言は回避した形になってはいるが、宗教団体会法による宗教統制と、その根底にある天皇制や国体という、この当時の日本の国家統治の根本概念に対して、それらがバプテスト主義と相容れないという懸念と、体制には従わざるを得ないがバプテスト主義を捨てることもできないという苦悩を表明している。

翌1940年1月3日、バプテスト東西両組合は、同時並行で別個に開かれた両組合総会でそ

<sup>54</sup> 日本バプテスト西部組合、第37回年会記録、1939年、16頁。

<sup>55</sup> 文部省通達（1940年6月12日）には、教会・伝道所50箇所以上、信徒5000人以上の規模を有する団体であることを宗教団体としての認定に要する、と規定されており、これに該当するためには、バプテスト派は東西合同する必要がある。1940年1月3日、東西が合同した日本バプテスト基督教団発足時の教勢は、教会数89、在籍会員6863、現在会員2556と記録されている。（日本バプテスト基督教団総会記録統計表（1940年1月））

<sup>56</sup> 「第二十三回年会記」、『基督教報』第1140号（1939/5/5）、4-5頁。（発行日は5月5日と記されているが、5月17日～19日に行われた年会の様子を伝えている。表記された発行日より後で編集、発行されていたものと推定する。）

<sup>57</sup> 千葉勇五郎、「感謝と反省（第二十三回年会開会の辞）」、『基督教報』第1140号（1939/5/5）、2頁。

<sup>58</sup> 注56に同じ。

それぞれの解散を決議し、翌日この解散した両団体を合同する形で日本バプテスト基督教団の組織総会（第一回総会）を開いて同教団の設立を可決、千葉勇五郎を統理として選出した。千葉統理は、合同後の機関誌『日本バプテスト教報』に「就任の辞」を寄稿し、統理という役職について「上に立つて率ゐる者ではなくて、下に在って教團内の諸教會、諸團體に奉仕する者」と述べ、宗教団法が統理に意図する本来の趣旨、すなわち国家の權威によって宗教団体を統制する役職を、バプテスト的に解釈しなおすことに腐心している<sup>59</sup>。

一方、日本バプテスト基督教団主事に就いた菅谷仁<sup>60</sup>は、同誌への寄稿で、「我等は（中略）社會教化の使命を有する國體として恥ずる處なきものとなりたきものと願ふのであります。」<sup>61</sup>、また「我等は福音に依る祖國教化の重大使命達成の爲（中略）宗教團體法の命ずる處を遵守する點に於て決して人後に落つるようなことがあってはならない。」<sup>62</sup>とも述べ、千葉統理のバプテスト主義に基いた現体制への憂慮とも取れる発言を補完する形を取りながら、バプテスト派もその理念である政教分離や各個教会主義に固執するあまり、「宗教團體法の命ずる處を遵守する點に於て」他教派に後れを取ってはならない、と訴えている。これらの訴えは、東西組合合同の後でも、バプテスト教会の理念を優先したいと願う信徒が、少なくとも潜在的には無視できない割合で存在していたことの表れと見ることができる。

同誌の次の号には、バプテスト派本来の各個教会主義を懐かしむような記事がある。「教團は教團にして、教會ではない、（中略）公同教會は個別教會の集合でもなければ、組合でもない、又、個別教會は公同教會の一部でもない。」<sup>63</sup>この記事の筆者は、東西が合同して出来た日本バプテスト基督教団を念頭に置いていたか、あるいは、この時点で既に、同教団が日本基督教団に組み込まれていくことを見越し、予想される各個教会主義の後退を嘆いたのかもしれない。いずれにしても、これも、宗教団法に主導された統合を良しとせず、バプテスト主義を大切に考える信徒が存在したことの証左といえる<sup>64</sup>。

### 3-4. 日本基督教団への編入

東西組合が合同して生まれた日本バプテスト基督教団であったが、宗教団法に定められる宗教団体として認定されることはなく、日本基督教団の設立と同時に、その第四部として組み込まれることとなる。日本基督教団への加盟を決議した日本バプテスト基督教団の第二回総会では、加盟以外の選択肢が事実上残されていない状況の中、それでもバプテスト主義を擁護し

<sup>59</sup> 「就任の辞」、『日本バプテスト教報』第1150号（1940/2/1）、1頁。

<sup>60</sup> 菅谷仁。1894.12.26-1963.11.8。1921年東京学院（関東学院）に入学。牧師。1937年日本バプテスト東部組合主事。40年日本バプテスト基督教団主事。41年日本基督教団第4部主事など、戦前、戦中、戦後、バプテスト派の役員を歴任した。（『日本キリスト教歴史人名事典』、392頁）

<sup>61</sup> 「主事の任命を受けて」、『日本バプテスト教報』第1150号（1940/2/1）、2頁。

<sup>62</sup> 「宗教團體法の發動と我が教團の活動」、『日本バプテスト教報』第1152号（1940/4/1）、1頁。

<sup>63</sup> 「教會の姿」、『日本バプテスト教報』第1153号（1940/5/9）、1頁。

<sup>64</sup> 宗教団法施行（1940/4/1）の直後に、文部省の宗務官からも『日本バプテスト教報』誌上で、法の主旨とバプテスト主義の整合性に配慮した解説がなされている。この記事は、文部省担当官もバプテスト主義尊重派の存在を認識していたことの証といえる。「云ふまでもなく、バプテストは會衆政治に依り、個々教會の獨立自治を尊重する、今迄は此等教會の聯合組織があつたのであるが、今度は此法令に基いて全國的な一個の大教團として、一層緊密な機構を具へることとなる。併し此事は教團規則の規定と運用に依って、個々教會の自治を阻害するものでなく、寧ろ時代に應じた態勢を整えることである。」（文部省宗務官相原一郎介、「宗教團體法について」、『日本バプテスト教報』第1153号（1940/5/9）、2頁）

ようとする教会員と加盟推進派との間で、時間をかけた「熱心なる討議」が行われたことが伝えられている<sup>65</sup>。

1940年10月17日、青山学院で皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会が開かれ、翌年6月24日に日本基督教団を創立することが宣言された。日本バプテスト基督教団はこれに合わせて、結成からわずか10ヶ月後の1940年10月、その第二回総会において、日本バプテスト基督教団の解散と日本基督教団への加入を決議することとなった。

この総会に先立ち菅谷主事は、「總會を迎へんとして」と題した記事を『日本バプテスト教報』第1162号(1940/9/26)に寄稿している。

「来るべき總會に於て我等は我日本バプテスト基督教團全體の自給獨立を決議し速やかにこれを實行せんとしてゐるのである。同時に我國に於ける全教派の合同に對する我教團の態度をも明らかにせなければならぬのである。」<sup>66</sup>

総会は10月15、16日に東京で開催される予定となっていた。この日程は、皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会の、まさに前々日～前日に当てられていたことになる。菅谷の記事は、海外ミッションからの独立と、日本基督教団への加盟の是非を議題とする旨の記載であるが、日程的に考えれば、アメリカの南北バプテストと決別して、日本基督教団への加入を決議する以外の選択は既になかったといえる。「我國に於ける全教派の合同に對する我教團の態度をも明らかにせなければならぬ」とは言外に、バプテスト教会の理念はよくよく承知しているが、今はそれらを棚上げして大同に就くより他に生き残る道はない、との窮状を訴え、バプテスト主義堅持派に理解と歩み寄りを求めたものと取れる。

大島良雄は、この当時のバプテスト派の状況を次のように述べている。

「その基本的な主張であった政治と宗教の分離の主張を捨て、また個別教会主義を捨て、包括する団体の統理を通じて法的に保護を受けたまま拘束されることを意味した。しかし諸般の情勢が先に宗教団体法を成立させたように、反抗も抵抗も不可能状態にあった。」<sup>67</sup>

総会直後に発行された同教報第1164号(1940/10/24)では、第二回総会の様子が詳しく報じられている。議案第三「教團自給獨立に關する件」については、議論詳細の記載はなく「満場一致で可決」と簡潔に記載され、米国ミッションからの独立については、異論なく決議されたことが伝えられている。これに対して、議案第五「教派合同に關する件」は、二日目(10/16)の午後の時間をほぼ費やして、全体での議案説明の後、分科会での討論を経て、さらに全体で討論が行われた、と記録されている。

「熱心なる討論質疑起る。合同についての意見發表あり讚否の態度を明白に言明するものあり。千葉議長茲に於いて、我が教團は合同委員を出して合同に賛成するか、或は合同に反對し宗教結社に止むべきか、その讚否をとふの提議をなさるるに至った。議場これをうけて起立を以って合同讚成を表明し、茲に今回總會最重大議案は成立をみるに至ったのである。」<sup>68</sup>

<sup>65</sup> 「劃期的總會」、『日本バプテスト教報』第1164号(1940/10/24)、4-5頁。

<sup>66</sup> 「總會を迎へんとして」、『日本バプテスト教報』第1162号(1940/9/26)、1頁。

<sup>67</sup> 大島良雄、『バプテストの大阪地区伝道1888～1940年』、ダビデ社、2012年、310-311頁。

<sup>68</sup> 「劃期的總會」、『日本バプテスト教報』第1164号(1940/10/24)、5頁。

皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会を翌日に控えた中、尚、バプテスト派では政教分離や各教会主義に基づいて、日本基督教団への加盟に反対を表明する教会員がおり、加盟の是非についての活発な議論がなされていた様子が窺われるのである。

#### 4. おわりに

日本のバプテスト派が、15年戦争時に経験した葛藤について、本稿では宗教団体法への対応を中心として見てきた。

15年戦争勃発（1931年）直後までは、戦時下体制に対する率直であからさまな批判と、平和の訴えが表明されていたが、満州国建国（1932年）の頃からは、それらは暗示的な表現へと変わり、加えて戦争に協力的な記事も、教派内の意見のバランスに配慮するよう見られるようになっていた。バプテスト派は、戦時下体制への賛否両論を派内に抱えたまま、宗教団体法への対応を迫られることになっていったのである。

第一次宗教団体法案（1929年）に対しては、西部は反対、東部は賛成を表明していた。第二次宗教団体法案（1939年）には、その成立前の4年間で、西部組合内で活発な議論が交わされたことが読み取れた。同法成立後、東西両組合は合同して日本バプテスト基督教団を成立させる。その決定に際して、またそれに続く日本基督教団への加盟決定の際にも、激しい議論と葛藤があったことが確認された。

本稿で述べた戦時下のバプテスト派が経験した葛藤と苦悩は、バプテスト主義という教派の理想と、現実の社会の趨勢の間に生じた乖離と対立によってもたらされたものである。本稿の時代から約80年経過した今日においても戦争は起こっている。この日本のバプテスト派の経験が、社会と教派理念が対立したときの教会のあり方を考える一助となることを期待している。